

「若年シングルマザーを応援するシェルター支援事業」 における利用者受け入れ基準

シェルター利用者の受け入れにあたり、「シングルマザー活躍推進事業」の趣旨に鑑み、以下の通り受け入れ基準を設ける。原則としていずれの要件にも該当する利用者を受け入れるものとする。

第1条(利用者の受け入れ要件)

原則以下のすべての要件に該当する者をシェルター利用者として受け入れるものとする。

- (1) 出産を迎えるにあたって、家庭環境等で様々な困難を抱えている者
- (2) シングルマザー若しくはシングルマザーとなる見込みの者
- (3) 20歳未満の若年妊産婦であること
- (4) 児童相談所や市町村等の公的機関からの紹介、もしくは民間支援団体等からの紹介等がある者。
- (5) 保護者からシェルター利用の同意が得られている者

第2条(緊急性のある利用者について)

前条の要件をすべて満たさない利用者であっても、シェルターの社会的な意義を鑑み、受け入れ検討会議を開催し、受け入れを行うことができるものとする。

第3条(受け入れ検討会の実施)

前条の受け入れ検討会議については、共同代表、事務局担当者、寮母をコアメンバーとし、利用希望者の支援者を含め、以下の内容を勘案し受け入れを決定する。

- (1) ケースの緊急性及び切迫性
- (2) 出産後における学業・就業の継続の意思
- (3) 他の支援機関

第4条(受け入れ検討会の開催について)

毎月第1、第3金曜日を定例会議として開催し、利用者の受け入れについて判断することとする。また緊急性の高い利用希望者がいる場合には、臨時で開催することも可能とする。

第5条(附則)

この基準は令和3年9月1日より施行する。